

九管区水路通報第23号

平成16年6月18日

第九管区海上保安本部

3 5 3 項	若狭湾北方	射撃訓練
3 5 4 項	能登半島南西方	救難訓練
3 5 5 項	金沢港付近	救難訓練
3 5 6 項	金沢港	掘下げ作業
3 5 7 項	七尾北湾 岩車漁港	簡易標識灯設置(予告)
3 5 8 項	七尾港	潜水訓練
3 5 9 項	姫川港及能生港付近	消波ブロック撤去作業等
3 6 0 項	鳥ヶ首岬南西方 能生港	ケーソン仮置き作業等
3 6 1 項	直江津港	ケーソン製作作業等
3 6 2 項	米山崎至出雲崎漁港付近	海生生物等調査
3 6 3 項	柏崎港	小型船舶操縦士実技講習
3 6 4 項	寺泊港	船揚場改良工事
3 6 5 項	佐渡島付近	救難訓練
3 6 6 項	佐渡島北方	射撃訓練
3 6 7 項	新潟港南西方	潜堤拡幅工事等
3 6 8 項	新潟港外港(西区西方)	深浅測量
3 6 9 項	新潟港 西区	水路測量
	お知らせ 船舶保安情報の通報について	

九管区水路通報及び九管区地域航行警報等における位置表示
(緯度経度)は、世界測地系(WGS-84)です。ご注意ください。

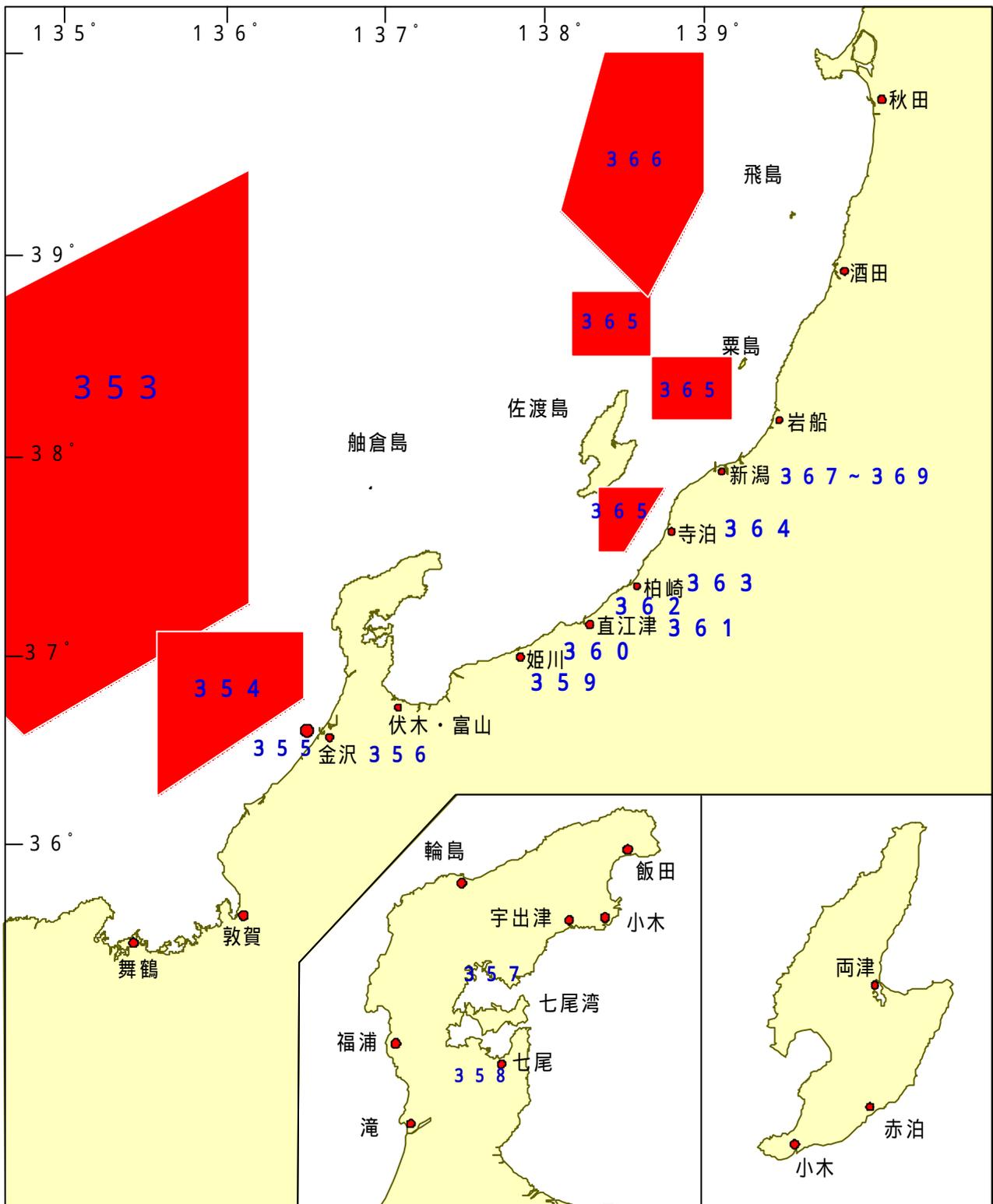
〒950-8543 新潟市万代2-2-1 海洋情報部 監理課 情報係

TEL 025-244-4151(内線2515)

FAX 025-243-1694

HOME PAGE <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/index.html>

索引図



(数字は項数を示す)

3 5 3 項 若狭湾北方 - 射爆撃訓練

下記区域で、自衛隊航空機による空対空射撃、空対水射爆撃訓練が実施される。

期間 7月1日～31日 0700～1900

(日曜日及び祝日を除く)

区域 下記5地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

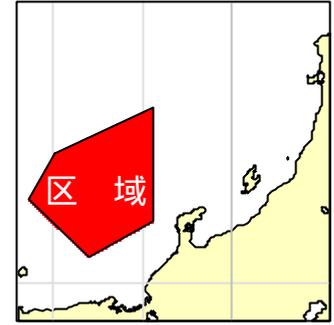
(1)37-40-10N 133-24-50E

(2)38-33-10N 134-01-50E

(3)39-27-10N 136-09-49E

(4)37-14-11N 136-09-49E

(5)36-33-11N 134-44-50E



(参照海図 W 1 1 5 4)

(出所 防衛庁航空幕僚監部)

3 5 4 項 能登半島南西方 - 救難訓練

下記区域で、自衛隊航空機(4機)による照明筒等を投下する救難訓練が実施される。

期間 7月1日～31日 0700～2100(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

(1)36-15N 135-35E

(2)37-05N 135-35E

(3)37-05N 136-30E

(4)36-45N 136-30E

備考 訓練には、照明筒、目標弾、シーマーカー、信号筒及び浮舟が使用される。



(参照海図 W 1 1 6 9)

(出所 航空自衛隊小松救難隊)

3 5 5 項 金沢港付近 - 救難訓練

下記区域で、巡視艇等(17隻)による救難訓練が実施される。

期間 6月20日 0930～1100

区域 36-38.6N 136-33.5Eを中心とする半径1海里の円内海域



備考 訓練中、信号紅炎が使用される。

(参照海図 W 1 1 6 9、W 1 1 9 3)

(出所 金沢海上保安部)

3 5 6 項 金 沢 港 - 掘 下 げ 作 業

下記区域で、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 6月21日～10月29日 日出～日没

区域1 掘下げ区域、

下記6地点を結ぶ線で囲まれる海域

(1)36-37-04.2N 136-36-10.3E

(2)36-37-11.1N 136-36-05.5E

(3)36-37-16.8N 136-36-09.3E

(4)36-37-16.1N 136-36-10.8E

(5)36-37-11.1N 136-36-07.1E

(6)36-37-04.9N 136-36-11.8E

2 土砂積出し区域

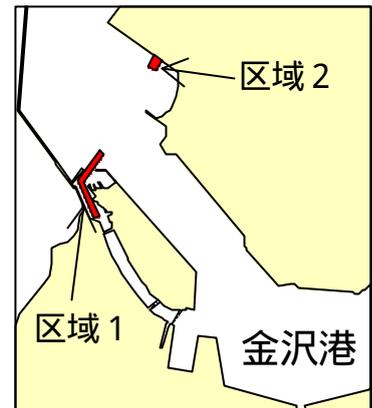
下記4地点を結ぶ線及び岸線で囲まれる海域

(1)36-37-35.2N 136-36-22.8E

(2)36-37-32.2N 136-36-20.2E

(3)36-37-34.1N 136-36-16.8E

(4)36-37-37.1N 136-36-19.5E



(参照海図 W 1 1 9 3)

(出所 金沢港長)

3 5 7 項 七 尾 北 湾 岩 車 漁 港 - 簡 易 標 識 灯 設 置 (予 告)

下記地点(岩車漁港南防波堤先端)に簡易標識灯が設置される。

位 置 37-12-54.7N 136-57-19.5E

塗色及構造 アルミニウム合金 白色

灯質及光度 緑光 3秒1閃光、14cd

光達距離 5.5km

設置予定日 7月1日



(参照海図 W 1 2 1)

(出所 九本部交通部)

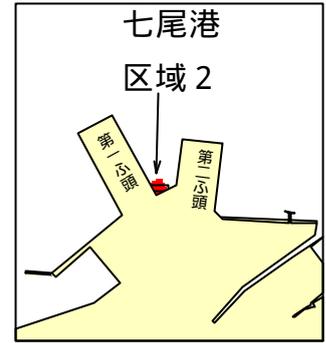
358項 七尾港 - 潜水訓練

下記区域で、七尾市消防潜watersによる、潜水救助訓練が実施される。

期間 7月1日～31日(予備日を含む)0930～1200

区域 下記2地点付近

- (1)37-06-14N 136-58-45E
- (2)37-03-03N 136-58-40E



標識 実施時、「A旗」が掲揚される。

備考 各区域で週1回訓練が実施される。

(参照海図 W158、W1187)

(出所 七尾港長)

359項 姫川港及能生港付近 - 消波ブロック撤去作業等

下記区域で、起重機船及び潜watersによる消波ブロック撤去作業、離岸堤延長工事が実施される。

期間 6月18日～11月2日 日出～日没

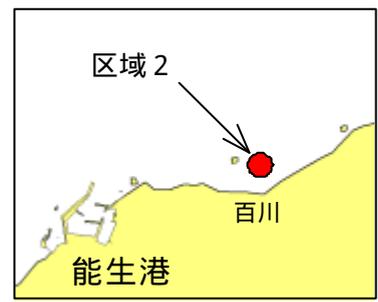
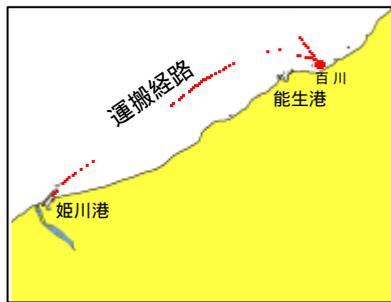
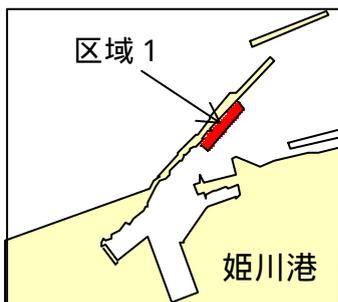
区域1 姫川港、消波ブロック撤去作業区域

下記4地点を結ぶ線及び陸岸で囲まれる海域

- (1)37-02-47.9N 137-50-34.6E(岸線上)
- (2)37-02-47.2N 137-50-35.5E
- (3)37-02-42.5N 137-50-30.0E
- (4)37-02-43.2N 137-50-20.0E(岸線上)

2 能生港付近(百川海岸)離岸堤延長工事区域

- (1)37-02-06.9N 138-01.1E付近



備考 姫川港で撤去された消波ブロックは起重機船により能生港付近(百川海岸)離岸堤延長工事区域まで海上運搬される。

標識 作業区域に標識ブイ(竹旗)が設置される。

(参照海図 W1027)

(出所 直江津海上保安署)

360項 鳥ヶ首岬南西方 能生港 - ケーソン仮置き作業等

下記区域で、作業船によるケーソン進水・製作及び仮置き作業等が実施される。

期間 6月21日～11月27日 日出～日没
(ケーソン仮置きは、当分の間)

区域 1. ケーソン進水区域

下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (1)37-06-52.6N 137-59-49.8E
- (2)37-06-57.4N 137-59-52.1E
- (3)37-06-55.3N 137-59-58.1E
- (4)37-06-50.5N 137-59-55.7E

2. ケーソン製作区域

下記3地点を順に結ぶ線及び岸線で囲まれる海域

- (1)37-06-38.6N 137-59-42.8E(岸線上)
- (2)37-06-38.3N 137-59-46.1E
- (3)37-06-36.2N 137-59-45.9E(岸線上)

3. ケーソン製作区域(コンクリート打ち継ぎ)

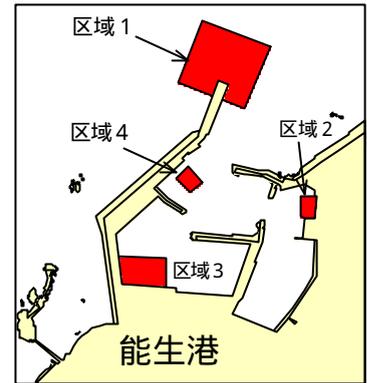
下記4地点を順に結ぶ線及び岸線で囲まれる区域

- (1)37-06-40.0N 138-00-00.8E(岸線上)
- (2)37-06-40.1N 137-59-59.5E
- (3)37-06-41.7N 137-59-59.6E
- (4)37-06-41.6N 138-00-00.9E(岸線上)

4. ケーソン仮置き区域

下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

- (1)37-06-44.7N 137-59-48.6E
- (2)37-06-45.4N 137-59-49.5E
- (3)37-06-44.6N 137-59-50.3E
- (4)37-06-43.9N 137-59-49.4E



(参照海図 W1303)

(出所 直江津海上保安署)

361項 直江津港 - ケーソン製作作業等

下記区域で、作業船及び潜水士によるケーソン製作、進水及び仮置き作業が実施されている。

期間 12月20日まで 日出～日没(ケーソン仮置きは、当分の間)

区域 1. ケーソン製作等区域

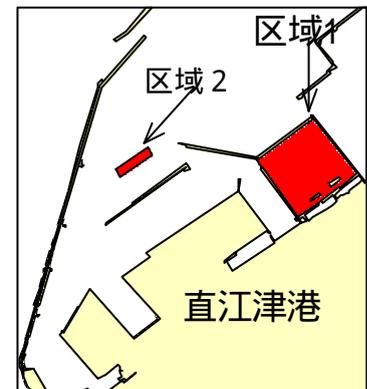
下記2地点を結ぶ線及び岸線で囲まれる海域

- (1)37-11-59.5N 138-15-59.2E
- (2)37-11-56.0N 138-16-02.2E

2. ケーソン仮置き区域

下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (1)37-11-56.8N 138-15-22.6E
- (2)37-12-00.8N 138-15-29.6E
- (3)37-11-59.2N 138-15-30.8E
- (4)37-11-55.2N 138-15-23.8E



(参照海図 W1182)

(出所 直江津港長)

3 6 2 項 米山崎至出雲崎漁港付近 - 海生生物等調査

下記区域で、作業船及び潜水土による海生生物等調査が実施される。

期間 7月1日～31日 0600～1700

区域 下記5点を順に結ぶ線及び陸岸で囲まれる海域

(1)37-19-11N 138-26-03E(岸線上)

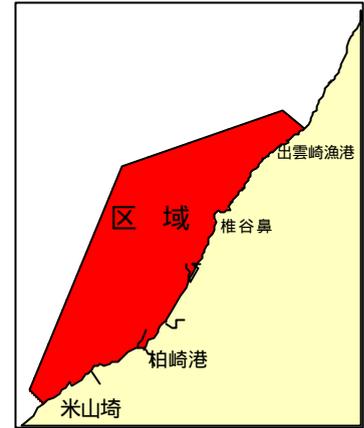
(2)37-20-02N 138-25-11E

(3)37-31-29N 138-31-04E

(4)37-34-26N 138-41-00E

(5)37-33-41N 138-42-48E(岸線上)

標識 潜水作業中作業船に「A旗」が掲揚される。



(参照海図 W 1 1 8 0)

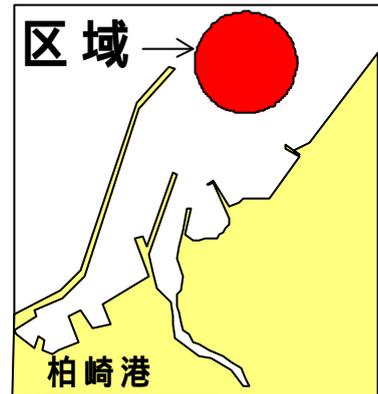
(出所 新潟海上保安部)

3 6 3 項 柏崎港 - 小型船舶操縦士実技講習

下記区域で、教習艇(4隻)による小型船舶操縦士実技講習が実施される。

期間 6月28日～7月16日 0830～1600

区域 37-23-01N 138-32-46E地点を中心とする半径250mの円内海域



標識 区域内に浮標(3個)が設置される。

(参照海図 W 1 3 9 0)

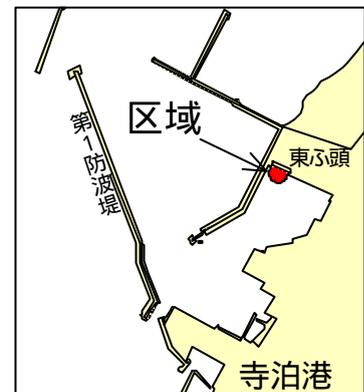
(出所 新潟海上保安部)

3 6 4 項 寺泊港 - 船揚場改良工事

下記区域で、潜水土等による船揚場改良工事が実施される。

期間 6月21日～10月24日 日出～日没

区域 37-38-42N 138-45-54E付近



(参照海図 W 1 4 7 0)

(出所 新潟海上保安部)

3 6 5 項 佐渡島付近 - 救難訓練

下記3区域で、自衛隊航空機(4機)による照明筒等を投下する救難訓練が実施される。

期間 7月1日～31日 0730～2030
(土曜日、日曜日を除く)

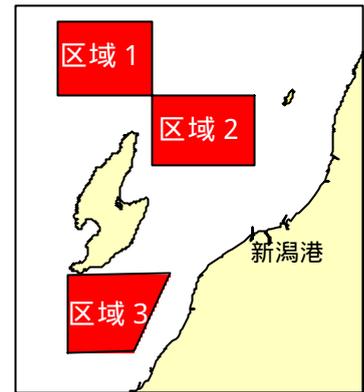
区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる3海域

1. (1)38-30N 138-10E (3)38-50N 138-40E
(2)38-50N 138-10E (4)38-30N 138-40E
2. (1)38-10N 138-40E (3)38-30N 139-10E
(2)38-30N 138-40E (4)38-10N 139-10E
3. (1)37-30N 138-20E (3)37-50N 138-45E
(2)37-50N 138-20E (4)37-30N 138-30E

備考 訓練には、海面着色剤、発煙発光筒、照明筒吊光及び浮舟(黄色又はオレンジ色)が使用される。

(参照海図 W 1 4 6)

(出所 航空自衛隊新潟救難隊)



3 6 6 項 佐渡島北方 - 射撃訓練

下記区域で、自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。

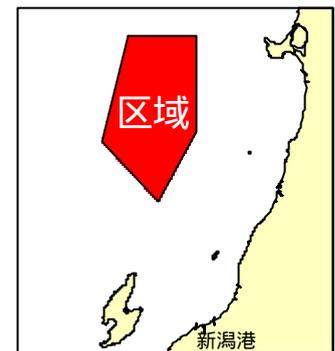
期間 7月1日～31日 0700～1900
(日曜日及び祝日除く)

区域 下記5点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (1)39-14-58N 138-05-37E
- (2)40-00-10N 138-22-52E
- (3)40-00-10N 138-59-48E
- (4)39-20-27N 138-59-48E
- (5)38-48-01N 138-39-04E

(参照海図 W 1 4 4)

(出所 防衛庁航空幕僚監部)



3 6 7 項 新潟港南西方 - 潜堤拡幅工事等

下記区域で、起重機船及び潜水士による潜堤拡幅工事及び改修工事が実施される。

期間 6月24日～9月30日 日出～日没

区域 1 潜堤拡幅工事区域、下記地点及び付近

- (1)37-53.0N 138-56.8E

2 潜堤改修工事区域、下記各地点及び付近

- (1)37-53.0N 138-57.0E
- (2)37-53.9N 138-58.6E

標識 区域1に赤旗及び灯付浮標が設置される。

(参照海図 W 1 1 8 0)

(出所 新潟海上保安部)

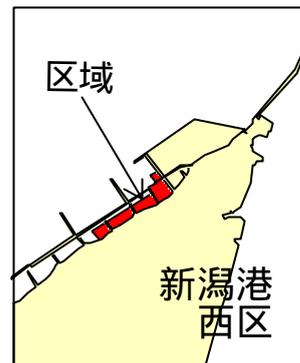


3 6 8 項 新潟港 外港（西区西方） - 深浅測量

下記区域で、作業船による深浅測量が実施される。

期間 6月24日～7月5日（内1日間） 日出～日没

区域 37-56.4N 139-03.1E付近



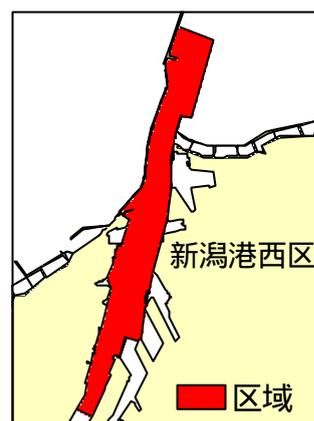
(参照海図 W 1 1 5 5 A)

(出所 新潟港長)

3 6 9 項 新潟港 西区 - 水路測量

付図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期間 7月1日～31日（予備日、8月1日～14日） 日出～日没



(参照海図 W 1 1 5 5 A)

(出所 新潟港長)

=====

船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。